

東京地裁判決を受けて

東京地方裁判所 民事第 24 部 平成 24 年 2 月 29 日判決

- 主文 1. 原告の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

まず、本件の対象とするNHK番組について、「原告の社会的評価を低下させるもの」として名誉毀損に該当するとの判断がされたことは一定評価する。

しかしながら「真実であることの証明がなされなくても、その重要な部分につき真実であると『信じた』ことに相当の理由がある場合には、不法行為には相当せず、謝罪放送も必要がないとの判断されたことについては、ご遺骨収集事業の実情を無視したものであり、同時に重要な事実誤認も多く存在しているので、控訴する予定である。

本判決は、この『信じた』ことの相当の理由として「事実に基づかない伝聞報道」、「裏の取れない独自取材の一部」を根拠としており、これではなにもかもが正当化されてしまい社会正義の実現という観点からも非常に問題のある判決であると考える。

以上

特定非営利活動法人空援隊
理事長 小西 理